

# 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 病診連携システム実施要綱

## (目的)

第1条 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「当院」という。）と、本システムに参画する地区医師会会員の開設又は管理する診療所が、それぞれの機能の向上を図るために連携を緊密にし、地域医療の充実、発展を図り、更に充実した医療を地域住民に提供することを目的とする。

## (登録医)

第2条 登録医は、本会会員で本システムに賛同する者で別に定める様式に従い登録された者とする。

2 登録期間は一年とする。ただし、登録更新は毎年4月とし、双方異存がなければ自動延長するものとする。

3 病院長は、登録医として不適当な行為があった場合は、その登録医の属する医師会会長と協議し登録を取り消すものとする。

第3条 登録医は当院の諸規則、規程等を遵守するものとする。

第4条 紹介患者の外来受診及び入院の手順は、当院で定めた手続きによるが、登録医の紹介患者は、病床などの都合がつく限り受け入れるものとする。

2 紹介患者が外来検査のみ希望の場合は、あらかじめ日時を予約することができる。

## (診療)

第5条 登録医は、院外主治医として院内主治医と共同して紹介した入院患者を診察し、また、診療における検査・手術に参画することができる。ただし、次の事項を守るものとする。

(1) 診療のため来院するときは、あらかじめ地域医療連携センターへ通知する。

(2) 来院中は、電子カルテ閲覧申請を行い登録医専用のセキュリティカードを利用するが、帰院時は返却するものとする。

(3) 診療時間は原則として土曜日、日曜日、祭日を除く午前9時から午後5時までとする。

第6条 登録医は、当院で行う研究会、研修会等に参加することができる。

## (病診連携システム運営協議会の設置)

第7条 前記の事項を円滑に遂行するため、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病診連携システム運営協議会を設置する。病診連携システム運営協議会の組織、運営等に関しては別に定める。

第8条 この要領の改廃並びに要綱に定めのない事項及び運用上の疑義、苦情等の調整については、病診連携システム運営協議会に諮り決定するものとする。

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年12月10日から施行する。

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。(名称変更に伴い改定)